

平成20年10月 第98回

大野・勝山地区広域行政事務組合議会 臨時会 会議録

平成20年10月10日（金）

午前11時38分 開議

1. 議 事 日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第12号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第13号 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第14号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて

第4 議案第15号 大野・勝山地区広域行政事務組合議会会議規則の一部改正について

（提案理由の説明、質疑、採決）

2. 出 席 議 員（9名）

1番	倉田源右エ門君	2番	松村治門君
3番	北川晶子君	4番	北山謙治君
5番	廣田與三次郎君	7番	宮澤秀樹君
8番	高岡和行君	10番	松井治男君
11番	畑中章男君		

3. 欠 席 議 員（1名）

6 番 谷 口 治 衛 君

4. 説明のため出席した者

管 理 者	山 岸 正 裕 君	副 管 理 者	岡 田 高 大 君
参 事	松 山 保 雄 君	参 事	石 倉 善 一 君
愛護センター 所長	山 範 男 君	会 計 管 理 者	桴 木 實 君
秘書政策局長	山 本 一 郎 君	市 長 公 室 長	高 木 和 昭 君
事務局長	山 田 誠 一 君	事 務 局 次 長	北 島 一 巳 君

5. 書 記

書 記 長	鳥 山 昌 久	書 記 次 長	苺 安 和 幸
書 記	椿 山 浩 章		

6. 議事

(午前11時38分 開議)

○ 議長 (畑中章男君)

これより、平成20年第98回大野・勝山地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の欠席届が谷口治衛君より参っておりますので、報告いたします。

次に、9月1日、常見悦郎君より当組合議会議員を辞職したい旨申し出がありましたので、9月2日付でこれを許可いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第73条の規定により、議長において

4番 北山謙治君、

10番 松井治男君、

の両名を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、先刻、議会運営委員会において協議の結果、本日1日とすることで意見の一致を見ておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (畑中章男君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第12号「平成20年度

大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)」、議案第13号「大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第14号「損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて」

以上の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、山岸君。

(管理者 山岸正裕君 登壇)

○ 管理者 (山岸正裕君)

第98回大野・勝山地区広域行政事務組合議会臨時会の開会に当たり、所信の一端を申し上げますとともに、当広域行政事務組合の主要な事業の取り組み状況について、あわせて提案いたしました補正予算案など3議案の概要をご説明申し上げます。

さて、国政の現状を考えると、地方行政という国民にとって最も身近な政治の現場を担っている立場からは、憂うべき姿であると言わざるを得ません。

景気対策や地方分権の推進、年金・医療制度の基盤確立など喫緊の課題に何の手だてを施すこともなく、本来手段であるべき政権獲得が目的としか思えぬ党利党略に翻弄され、与党も野党も日本が進むべき方向を示さないまま政局に終始し、その混乱のまま解散総選挙に持ち込もうとしているこの国民不在の情けない国政の姿に強い憤りを感じるものであります。

さて次に、本年7月5日に東海北陸自動車道は、飛騨清見・白川郷間がつながって全線が開通し、中京圏と日本海側が高速交通体系に組み込まれました。この上は、一刻も早く東海北陸自動車道と交差する中部縦貫自動車道の全線開通が望まれるところであります。

こうした中、当組合では、去る8月7日に国土交通省近畿地方整備局長に対して、8月

29日には福井県知事に対して、永平寺大野道路及び大野油坂道路の整備促進を要望したところであり、今後も地域一体となって整備促進の要望活動を行ってまいりたいと考えております。

それでは、当広域行政事務組合の主な事業の取り組み状況につきまして、その概要のご報告を申し上げます。

初めに、一般廃棄物処理施設管理運営事業について申し上げます。

まず、ごみ中間処理施設「ビュークリーンおくえつ」における平成19年度のごみ処理量は、平成18年度とほぼ同量の2万2,000トンでありました。

一方で、再資源化の取り組みの指標でありますリサイクル率は、平成18年度の16.5%に対し、平成19年度は19.4%と増加しております。この指標が向上しましたのは、資源循環型社会の構築に取り組んでいる関係2市の努力と住民の皆様の積極的なご協力のたまものと考えております。

次に、ガス化溶融炉の運転状況につきましては、昨年度1号炉が228日の連続運転を記録いたしましたが、今年度においても、2号炉で150日を超える安定した連続運転を行っているところであります。

また、排ガス中のダイオキシン類についても、排出基準を問題なくクリアいたしております。

ところで、当ガス化溶融炉の運転委託は、当初予定の3年間で今年度で終了いたしますが、次年度以降の施設全体の管理運営のあり方について、2市の関係職員も参加した施設運営委員会を設置し、現在、鋭意検討を進めているところであります。

次に、最終処分場「エコバレー」の維持管理について、浸出水処理施設の安全運転と浸出水の削減に対する取り組みを申し上げます。

まず浸出水処理施設につきましては、4月よりクボタ環境サービス株式会社に運転を委託し、放流水の基準をクリアした確実な運転を続けているところであります。

また、埋立地内に降る雨水の排除による浸出水の削減につきましては、中間覆土後の埋立地の一部をブルーシートで覆うなどにより約3割カットの排水対策を実行しているところであります。

さらに、これからの降雪と春先の融雪による浸出水の増加を想定し、この春の小段堰事故を踏まえた冬季維持管理計画を策定したところであり、今後、この計画的な確実な実行により浸出水の削減に努めてまいり所存であります。

また、エコバレーに対する安全・安心の確立のため、埋立地内にマンホールを設置するなどの工事を行い、準好気性埋立構造を維持するとともに、浸出水導水管が将来問題を来したときに備えたいと考えております。

また、エコバレーに生じた不適正事態の是正に要した費用につきまして、株式会社環境技術研究所を被告として、去る4月30日に福井地裁に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。被告は、請求棄却を求めて応訴しており、現在、争点と証拠の整理のための弁論準備手続が行われているところであります。当組合といたしましては、勝訴に向け全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、介護保険認定審査会及び障害者介護給付市町村審査会運営事業について申し上げます。

平成12年にスタートした介護保険制度は、平成18年度に予防重視型のシステムへと転換する大幅な制度改正が行われたところですが、このたび国は、要介護認定の適正化と認定の効率化を図ることを目的にさらなる見直しを行い、平成21年4月から実施の考え

であります。

具体的には、判定に必要な調査項目を入れ替えにより現行82項目から74項目に減らすこと、また、コンピューターによる一次判定の計算方式を改善し、介護に必要な時間を正確に反映できるようにしたことであります。

現在国は、この見直しに問題がないかを検証するため、今月、全国統一のモデル事業の実施を予定しており、当組合の審査会も参加をいたします。

なお、本年度9月末現在の介護認定審査会の審査状況は、60回の審査会を開催し、1,700人余の認定を行っております。

次に、障害者介護給付市町村審査会におきましては、9月末現在において6回の審査会を開催し、40人余の障害区分の判定を行っております。

一方、関係2市では、障害者自立支援の一環として就労移行支援事業に取り組んでおりますが、このたび支給期間更新の適否について2市から照会があり、当審査会で9人の対象者について審査し、更新に関する意見を回答したところであります。

今後も、これら2つの審査会について、円滑な運営と事務の効率化を図りながら、適正かつ公正な審査が行われるよう努めてまいります。

次に、青少年健全育成事業について申し上げます。

近年の青少年を取り巻く環境の変化に対応し、ネット被害や深夜徘徊の防止を図るため、本年7月に福井県青少年愛護条例が改正されたところであります。奥越青少年愛護センターといたしましては、補導員対象の研修会やパンフレットの配布などによりその周知に努めているところであります。

また、当愛護センターでは、青少年の非行防止のために、従来から「愛の一声運動」を

推進しており、今年度上半期においては、延べ約1,200人の補導員により、約600人に声かけ等の補導を行っております。

また、本年も夏休み期間中に児童・生徒に非行防止に対する理解と自覚を促すため、図画・ポスターコンクールの作品を募集し、471点の応募がありました。この中から優秀作品27点を来月、両市のショッピングセンターで展示し、地域全体で健全育成に関心を持っていただく機会をつくりたいと考えております。

今後とも地域や関係機関等と連携を図りながら、青少年の健全育成と非行防止のための各種取り組みに努めてまいります。

次に、広域観光推進事業について申し上げます。

東海北陸自動車道の全線開通により、中京圏では、白山周辺地域の周遊観光に関心が高まっており、観光客を奥越前地域へいざなうことは観光振興の鍵と考えております。

このため、当組合が事務局を兼ねる奥越前観光連盟では、福井県観光連盟と連携し、東海北陸自動車道「ひるがの高原サービスエリア」で、7月12と13日及び9月27と28日の2回にわたって誘客イベントを行いました。

また、当組合は、環白山広域観光推進協議会の中で恐竜部会を担当し、7月5日から8月31日まで「恐竜街道 カシヤットとサウルス事業」を展開いたしました。その結果、24都道府県から昨年より約14%増の573通の応募があり、先月26日に関係市職員の立会いのもと、応募景品の抽選会を行ったところであります。

さらに、今月の26と27日の両日、昨年までファミリー層を対象に実施した「ふくい九頭竜高原わくわく体験の旅」に代わる新たなモニターツアー事業といたしまして、中京圏の団塊の世代、熟年層をターゲットにして一泊

二日のバスツアーを実施いたします。

当組合といたしましては、このツアーに参加した方々からいただくアンケートを詳細に分析し、両市への情報提供するなど今後の誘客促進事業に活用してまいりたいと考えております。

今後も限られた予算を有効に活用する事業を積極的に展開し、奥越地域の魅力発信と誘客の促進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今臨時会に提出の各議案等の概要についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算議案につきましては、最終処分場の今後の適正な管理運営に資するため所要の工事を行うものであります。

他2議案は、地方自治法の一部改正に伴い、組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を制定するもの、損害賠償に係る専決処分の承認を求めるものであります。

これらの議案について、後ほど事務局長から、その詳細を説明させますので、よろしくご審議の上妥当なご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○ 議長（畑中章男君）

事務局長、山田君。

（事務局長 山田誠一君 登壇）

○ 事務局長（山田誠一君）

議案第12号から議案第14号までの3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号 平成20年度大野・勝山地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

についてであります。今回の補正は、先ほど管理者のあいさつの中でありましたように、最終処分場エコバレーの維持管理に必要なマンホール設置と集水ピットの塗装のための工事費等について補正をお願いするものでござ

います。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,053万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億7,570万8,000円とするものでございます。

次に、

議案第13号 大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

であります。地方自治法の一部改正に伴い、組合議会議員の議員報酬等に関する条例を新たに制定し、附則において既存の「大野・勝山地区広域行政事務組合特別職の職員の報酬、給料及び費用弁償に関する条例」から組合議会議員の報酬等に関する文言等を削るものであります。なお、この条例は公布の日から施行したいものであります。

次に、

議案第14号 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて

説明を申し上げます。

専決処分の内容でございますが、平成20年4月30日午前11時20分ごろ、リサイクルプラザプラットホームにおいて起きた車両の損傷事故に対する損害賠償を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により8月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

損害賠償の相手方は、大野市吉第13号12番地、五井純夫氏で、損害賠償金額は2万7,342円であります。このような事故を起こし、まことに申しわけありませんでした。再発防止対策として、誘導ラインの再点検と操作盤に安全確認の励行ステッカーを貼るなど

の対策をとるとともに、このような事故を二度と起こさないよう安全確認の徹底等について厳しく指導を行ったところであります。今後ともさらに事故防止に努めてまいります。

以上、議案第12号から議案第14号についての説明を申し上げます。

○ 議長（畑中章男君）

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号、議案第14号の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

これら3件については、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

ご異議なしと認めます。

よって、これら3件は、原案のとおり可決・承認されました。

次に、日程第4、議案第15号「大野・勝山地区広域行政事務組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

ご異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（畑中章男君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の付議事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして平成20年第98回大野・勝山地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分 閉会）